令和3年度第1回庁議提案 審議・報告・その他

提 出 日:令和3年4月13日

担当部・課:財務部市民税課[内線3091] 財務部資産税課[内線3112]

① 件 名

個人住民税における個人所得課税及びわがまち特例等の見直しについて

② 施策等を必要とする背景及び目的(理由)

【背景】

令和3年度地方税制改正について、「地方税法等の一部を改正する法律」が令和3年4月1日に施行され、個人住民税では、住宅借入金の税額控除期間を13年とする特例の適用期限をさらに1年間延長するなど税負担軽減措置等の整理合理化を行う改正がなされた。

【目的】

関係法令と同様の措置を講ずることにより、適正・公平な市税の課税措置を図るもの。

③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性

【根拠法令】

地方税法(昭和25年法律第226号)

地方税法施行規則(昭和29年総理府令第23号)

地方税法等の一部を改正する法律(令和3年法律第7号)

石巻市市税条例(平成17年条例第55号)

石巻市都市計画税条例(平成17年条例第56号)

【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け:有・無〕 又は 〔個別計画との整合性〕】

④ 提案に至るまでの経過(市民参加の有無とその内容を含む。)

令和3年3月 地方税法等の一部を改正する法律公布(令和3年4月1日施行) 石巻市市税条例及び石巻市都市計画税条例の一部改正について専決処分 (令和3年4月1日施行)

⑤ 主な内容

1 石巻市市税条例関係

(1) 個人住民税関係

住宅借入金等特別税額控除の控除期間10年を13年に拡大している臨時的特例措置について、令和4年12月31日までの居住者まで対象に適用期限を延長。

また、床面積 $40 \,\mathrm{m}^2 \sim 50 \,\mathrm{m}^2$ 未満の小規模な住宅について、合計所得金額 1 千万円以下の年分は控除対象に拡充(現行は合計所得 3 千万円以下で面積 $50 \,\mathrm{m}^2$ 以上)。

(2) 軽自動車税関係

① 環境性能割の税率区分の見直し及び臨時的軽減の延長 自家用軽自動車の臨時的軽減措置について、税率区分の指標となる燃費基準を2030年度基準に 見直すとともに、令和3年12月31日取得分まで9か月延長。

② 種別割のグリーン化特例の見直し

令和元年度改正で、電気軽自動車及び基準を達成した天然ガス軽自動車のうち、乗用の自家用軽自動車について令和3年4月から令和5年3月登録分まで特例の対象としたが、同じ期間中に登録される乗用の自家用軽自動車以外の電気軽自動車等も特例対象に追加。

また、営業用乗用車については、税率区分の指標となる燃費基準を見直した上で2年間特例対象に。

- (3) 固定資産税関係
 - ① わがまち特例制度における課税標準の特例(新規1件、延長8件、廃止2件)【別紙1】
 - 新規(1件)

特定都市河川浸水被害対策法又は下水道法の規定に基づく雨水貯留浸透施設(参酌:3分の1)

- ② 令和3年度評価替え(3年に1回)に係る、土地の負担調整措置
 - ・ 現行の仕組みを3年間延長
- 2 石巻市都市計画税条例関係

令和3年度評価替え(3年に1回)に係る、土地の負担調整措置

- ・ 現行の仕組みを3年間延長
 - ※ わがまち特例制度における課税標準の特例は適用期限延長3件あるが条例改正はない

⑥ 実施した場合の影響・効果 (財源措置及び複数年のコスト計算を含む。)

【影響・効果】

税務行政の公正確保と透明性の向上が図られる。

⑦ 他の自治体の政策との比較検討

関係法令の改正に伴う条例の改正であることから、県内市町村においても同様の改正予定としている。

⑧ 今後の予定及び施行年月日

石巻市市税条例及び石巻市都市計画税条例の一部改正の専決処分(令和3年3月31日)について、次回開催される市議会に報告し、その承認を求める。

9 その他